平成２５年（フ）第３４９３号
大阪市北区樋之口町１番47号
債務者　村上　国祥
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津木陽一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１１号
香川県高松市松島町１丁目１番６号　ミキハウス304号室
債務者　津田　　誠
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大平　　昇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４２０号
仙台市宮城野区萩野町１丁目14番地の10　柳沢アパート21
債務者　佐藤　哲雄
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　慎也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２６７号
広島市中区平野町２番１―302号、申立時の住所広島市南区出島２丁目21番８号
債務者　永井　文三
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秦　誠一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月３日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４３５号
広島市南区宇品海岸１丁目10番23―301号
債務者　坂田常由樹（旧姓玉井）
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松　　周
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月29日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８５０号
福岡県大野城市栄町２丁目５番24―207号
債務者　長峰　祐治（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎あづさ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２９４７号
大阪府門真市千石東町18番13号
債務者　永江　秀樹
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西岡　由記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９４８号
大阪府門真市千石東町18番13号
債務者　ブティックＹＵＲＩＹＡこと　永江　芳子
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西岡　由記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６８９号
大阪府枚方市楠葉朝日１丁目２番25号
債務者　前原智之助
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飛岡恵美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７６７号
大阪府東大阪市荒川１丁目６番16号　コンフォートハイツ岩崎503号、前住所大阪府東大阪市岸田堂西２丁目３番３号
債務者　江城尚雄こと　文　　尚雄
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達友基子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９０６号
大阪市東成区神路３丁目14番26号、住民票上の住所大阪市淀川区三津屋中３丁目９番41号
債務者　宮城　晶子
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　雑賀　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９１４号
神戸市北区藤原台中町６丁目12番17号
債務者　藤原　秀尚
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８２４号
大阪市西区南堀江２丁目３番18号　南堀江21―600
債務者　飯塚　　諭
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末弘婦紗子
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２３８号
函館市昭和４丁目３番３―406号
債務者　山口　奈美
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２４８号
函館市桔梗５丁目23番６号　テラス桔梗Ｂ―１
債務者　佐々木剛介
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２６２号
北海道茅部郡森町字砂原西３丁目101番地１
債務者　梶谷　　靖
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２６３号
北海道茅部郡森町字砂原西３丁目101番地１
債務者　梶谷　郁子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２７２号
函館市中道２丁目27番15号
債務者　松山　繁夫
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
函館地方裁判所